

定期報告が必要な建築物と建築設備

○対象となる建築物（建築基準法第12条第1項）

用途		規模・条件 対象用途に供する部分の階数及び床面積の合計 （複数ある場合は、いずれかに該当するもの。） ※該当用途が避難階のみのものを除く	報告時期 検査済証の交付を受けた 場合は、その直後の定期 報告時期を除く。
1	劇場、映画館、演芸場	①3階以上の階にあるもの（100㎡超） ②客席の対象用途の床面積の合計が200㎡以上 ③主階が1階にないもの ④地階にあるもの（床面積100㎡超）	昭和56年を始期とし、 2年ごと （4月1日から11月30日）
2	観覧場、公会堂、集会場	①3階以上の階にあるもの（100㎡超） ②客席の対象用途の床面積の合計が200㎡以上 ③地階にあるもの（床面積100㎡超）	
3	病院、診療所（入院施設のあるもの）、 児童福祉施設等※1	①3階以上の階にあるもの（100㎡超） ②2階の対象用途の床面積の合計が300㎡以上 ③地階にあるもの（床面積100㎡超）	
4	旅館、ホテル	①3階以上の階にあるもの（100㎡超） ②2階の対象用途の床面積の合計が300㎡以上 ③地階にあるもの（床面積100㎡超）	
5	共同住宅・寄宿舎（高齢者、 障害者等の就寝の用に供するもの （サービス付き高齢者向け住宅など） に限る。）	①3階以上の階にあるもの（100㎡超） ②2階の対象用途の床面積の合計が300㎡以上 ③地階にあるもの（床面積100㎡超）	昭和56年を始期とし、 3年ごと （4月1日から6月30日）
	下宿、共同住宅・寄宿舎 （上記以外）	5階以上の階にあるもの、かつ、対象用途の床面積 の合計が1,000㎡以上	
6	学校、体育館（学校に付属するもの に限る）	①3階以上の階にあるもの（100㎡超） ②対象用途の床面積の合計が2,000㎡以上	
7	体育館、博物館、美術館、図書館、 ボーリング場、スキー場、スケート場、 水泳場、スポーツの練習場	①3階以上の階にあるもの（100㎡超） ②対象用途の床面積の合計が2,000㎡以上	
8	百貨店、マーケット、展示場、 キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、 バー、ダンスホール、遊技場、 公衆浴場、待合、料理店、飲食店、 物品販売業を営む店舗	①3階以上の階にあるもの（100㎡超） ②2階の対象用途の床面積の合計が500㎡以上 ③対象用途の床面積の合計が3,000㎡以上 ④地階にあるもの（床面積100㎡超）	昭和56年を始期とし、 2年ごと （4月1日から11月30日）
9	事務所	階数が5階以上で延べ面積が1,000㎡を超え、 かつ、地階又は3階以上にその用途に供する部分 （100㎡超）を有するもの	平成17年を始期とし、 3年ごと （4月1日から6月30日）
10	1～8の併用	1～8の用途の2以上を併せる建築物のうち、その用 途に供する部分が3階以上の階にあるもの（当該建 築物の延べ面積が500㎡を超え、かつ、2以上の用 途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超える ものに限る。）	

※1 児童福祉施設等とは、建築基準法施行令第115条の3第1項に掲げるもの
※2 報告に先立って実施する調査は、報告日の**3ヶ月以内**に実施したものでなければならない
（甲府市建築基準法施行細則第14条第3項）

○対象となる建築設備等（建築基準法第12条第3項）

種別	条件	報告時期
昇降機※4	エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機	昭和56年を始期とし、 毎年 （4月1日から9月30日）
換気設備※5	特定建築物に設置したもの	
排煙設備※6	特定建築物に設置したもの	
非常用の照明装置※6	特定建築物に設置したもの	
防火設備※7	①特定建築物に設置したもの ②以下に掲げる4つの用途のうち、床面積200㎡以上の建築物に設置したもの ・病院、診療所（入院施設のあるもの） ・共同住宅（サービス付き高齢者向け住宅に限る） ・寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、 障害者グループに限る） ・就寝用途の児童福祉施設等	
準用工作物	観光用エレベーター、観光用エスカレーター、遊戯施設	

※4 昇降機については、以下のものは対象外
・住戸内のみを昇降するエレベーター
・労働安全衛生法施行令第12条第1項第6号に規定する昇降機
※5 建築基準法第28条第2項ただし書き又は同条第3項の規定により設けられた機械換気設備
及び中央管理方式の空気調和設備に限る。
※6 建築基準法第35条の規定により設けられたものに限る。
※7 建築基準法施行令第109条に規定する防火戸、ドレンチャーその他火炎を遮る設備
（常時閉鎖した状態にあるもの、防火ダンパー及び外壁開口部に設けられたものを除く。）
※8 報告に先立って実施する検査は、報告日の**1ヶ月以内**に実施したものでなければならない
（甲府市建築基準法施行細則第15条第3項）

